

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月18日
【発行者名】	日本生命2012基金特定目的会社
【代表者の役職氏名】	取締役 内山 隆太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 金森 弘樹
【電話番号】	03-5555-3430
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	日本生命2012基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)
【届出の対象とした募集内国資 産流動化証券の金額】	500億円
【縦覧に供する場所】	日本生命2012基金特定目的会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

発行会社において予定されていた優先出資の発行が行われ、平成24年7月10日に提出した有価証券届出書の記載事項に訂正理由が生じたため、当該有価証券届出書の記載事項を本訂正届出書により下記のとおり訂正するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 社債（特定短期社債を除く。）

2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

第三部 発行者及び関係法人情報

第1 発行者の状況

1 発行者の概況

(6) 出資等の状況

第2 原保有者その他関係法人の概況

2 その他関係法人の概況

2.2 日本生命保険相互会社

(口) 関係業務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は__で示してあります。

第一部【証券情報】

第 1 【社債（特定短期社債を除く。）】

2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

< 訂正前 >

< 前略 >

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

< 中略 >

「優先出資」とは発行会社が資産流動化計画及びその取締役の決定に従って日本生命に発行する優先出資をいいます。発行会社が払込期日までに発行する優先出資の口数は6,200口、その払込金額の総額は310,000,000円です。なお、発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の総口数は6,202口です。

（注）上記優先出資は、平成24年7月18日頃に発行される予定です。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

< 中略 >

「優先出資」とは発行会社が資産流動化計画及びその取締役の決定に従って日本生命に発行する優先出資をいいます。発行会社が払込期日までに発行する優先出資の口数は6,200口、その払込金額の総額は310,000,000円です。なお、発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の総口数は6,202口です。

（注）上記優先出資は、平成24年7月18日に発行されました。

< 後略 >

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(6) 出資等の状況

< 訂正前 >

(a) 出資の総数等

種 類	会社が発行する出資の総数
特 定 出 資	2口
優 先 出 資	(注1)
計	(注1)

発行済 出資	種 類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
	特定出資	2口	該当なし	(注2)
	優先出資	(注1)	該当なし	—
	計	(注1)		

(注1) 発行会社の優先出資の発行口数及び発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の発行口数の合計については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(注2) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

(c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

設立日以降の特定資本金の変化はありません。

設立日以降の優先資本金の変化はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済優先出資はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資の割当先については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(e) 主な社員の状況

< 中略 >

優先出資社員の状況

本届出書提出日現在、発行会社の優先出資社員は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資の割当先については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済出資

本届出書提出日現在

区分	出資口数（口）	議決権の数（個）	内容
議決権のない出資	0		—
議決権の制限された出資 （自己特定出資等）	0		
議決権の制限された出資 （その他）	0	0	
議決権のある出資 （自己特定出資等）	0		
議決権のある出資 （その他）	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	2		
総社員の議決権		2	

(注) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

< 後略 >

< 訂正後 >

(a) 出資の総数等

種 類	会社が発行する出資の総数
特 定 出 資	2口
優 先 出 資	6,200口
計	6,202口

発行済 出 資	種 類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
	特定出資	2口	該当なし	(注1)
	優先出資	6,200口	該当なし	(注2)
	計	6,202口		

(注1) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(注2) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

(b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

(c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

年月日	発行済出資総数		特定資本金		優先資本金		内 容
	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高	
平成24年6月12日	2口	2口	100,000円	100,000円	-	-	-
平成24年7月18日	6,200口	6,202口	-	100,000円	310,000,000円	310,000,000円	-

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

(d) 所有者別状況

発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。

発行会社の発行済優先出資6,200口の全ては、日本生命に所有されています。

(e) 主な社員の状況

< 中略 >

優先出資社員の状況

氏名又は名称	住所	所有優先出資 口数	発行済優先出資総数に対する 所有優先出資の割合
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋三丁目5番12号	6,200口	100%
計		6,200口	100%

(f) 議決権の状況

発行済出資

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	6,200		優先出資(注)
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	0		
議決権の制限された出資 (その他)	0	0	
議決権のある出資 (自己特定出資等)	0		
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	6,202		
総社員の議決権		2	

(注) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。上記優先出資は、平成24年7月18日に発行されました。

< 後略 >

第 2 【原保有者その他関係法人の概況】

2 その他関係法人の概況

2.2 日本生命保険相互会社

< 訂正前 >

< 前略 >

(口) 関係業務の概要

本件信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となります。なお、日本生命は、本件基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社の優先出資(注)を全て取得する予定です。

(注) 発行会社~~の~~払込期日までに発行を予定する優先出資の発行口数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

(口) 関係業務の概要

本件信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となります。なお、日本生命は、本件基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社の優先出資(注)を全て取得しております。

(注) 発行会社~~が~~払込期日までに発行する優先出資の発行口数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

< 後略 >